

地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成22年条例第44号）新旧対照表

新	旧
○地域力を生かした大田区まちづくり 条例 平成22年12月13日 条例第44号	○地域力を生かした大田区まちづくり 条例 平成22年12月13日 条例第44号
目次	目次
前文	前文
第1章 総則（第1条—第7条）	第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 地域力を生かしたまちづくり	第2章 地域力を生かしたまちづくり
第1節 地区まちづくり支援事業（第8 条—第15条）	第1節 地区まちづくり支援事業（第8 条—第15条）
第2節 地区計画等の都市計画の決定 （第16条—第18条）	第2節 地区計画等の都市計画の決定 （第16条—第18条）
第3節 建築協定（第19条）	第3節 建築協定（第19条）
第3章 建築物等に係る開発調整	第3章 建築物等に係る開発調整
第1節 開発事業の基準（第20条—第29 条の3）	第1節 開発事業の基準（第20条—第29 条の3）
第2節 住宅宅地開発事業（第30条）	第2節 住宅宅地開発事業（第30条）
第3節 集団住宅建設事業（第31条—第3 3条）	第3節 集団住宅建設事業（第31条—第3 3条）
第4節 周辺環境に対する配慮（第34条 —第41条）	第4節 周辺環境に対する配慮（第34条 —第41条）
第4章 葬祭場等の設置に係る調整（第42 条—第56条）	第4章 葬祭場等の設置に係る調整（第42 条—第56条）
第5章 墓地に係る開発調整（第57条—第 59条）	第5章 墓地に係る開発調整（第57条—第 59条）
第6章 自然環境に対する配慮	第6章 自然環境に対する配慮 <u>（第60条— 第63条）</u>
<u>第1節 事業を行う者の責務（第60条— 第63条）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第2節 再生可能エネルギー設備に係 る建築士の説明義務（第63条の 2）</u>	<u>（新設）</u>
第7章 雑則（第64条）	第7章 雑則（第64条）
第8章 罰則（第65条・第66条）	第8章 罰則（第65条・第66条）
付則	付則
前文（略）	前文（略）
第1章 総則	第1章 総則
第1条（略） （定義）	第1条（略） （定義）

新	旧
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 地区まちづくり協議会 <u>区のみちづくり事業と連携した活動又は第6号に規定するまちづくり活動を行う</u>区長の認定を受けた団体をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10) 地区まちづくり構想 第7条に規定するまちづくりの基本と整合し、地区のみちの将来像及びまちづくり活動の方針、目標等で構成する協議会が活動するための指針をいう。</u></p> <p><u>(11)から(32)まで</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(区民の責務)</p> <p>第4条 区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、災害に強いまちづくり、<u>水や緑などの自然環境を大切にす</u>まちづくりを推進するなど基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 事業者は、区民と共に水や緑などの自然環境を大切にす</u>まちづくりの推進に努めるとともに、<u>区が実施する水や緑などの自然環境を大切にす</u>まちづくりに関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(区の責務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 区は、災害に強いまちづくり、<u>水や緑などの自然環境を大切にす</u>まちづくりを推進するに当たり、区民及び事業者の理解及び協力を得なければならない。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第2章 地域力を生かしたまちづくり 第1節 地区まちづくり支援事業</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から(7)まで (略)</p> <p>(8) 地区まちづくり協議会 <u>地区のみちの将来像及びまちづくり活動の方針に基づいた活動を行う</u>区長の認定を受けた団体をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10)から(31)まで</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(区民の責務)</p> <p>第4条 区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、災害に強いまちづくりを推進するなど基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(区の責務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 区は、災害に強いまちづくりを推進するに当たり、区民及び事業者の理解及び協力を得なければならない。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第2章 地域力を生かしたまちづくり 第1節 地区まちづくり支援事業</p>

新	旧
<p>(まちづくり活動に対する支援事業)</p> <p>第8条 区長は、まちづくり活動を推進するため、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援事業（以下「地区まちづくり支援事業」と総称する。）を行うものとし、事業の内容は当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地区まちづくり協議会設立支援事業 <u>区と連携して</u>まちづくり活動を行う団体の地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）設立に向けた支援を行う事業</p> <p>(2) 地区まちづくり協議会支援事業 協議会のまちづくり活動の円滑な実施と活動内容の充実を図るため、まちづくり活動に対して支援を行う事業</p> <p>(3) (略)</p> <p>(大田区まちづくり認定審査会)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 協議会の認定及びその取消しに関すること。</p> <p>(2) 前条第2号及び第3号に規定する支援事業の助成及び報告に関すること。</p> <p>(3) 第15条第1項の地区まちづくりルールの登録及びその取消しに関すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員の任期は<u>3年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(まちづくり専門家)</p> <p>第10条 区長は、まちづくり専門家からの申請に基づき、<u>規則で定めるところにより</u>当該まちづくり専門家を区に登録するものとする。</p>	<p>(まちづくり活動に対する支援事業)</p> <p>第8条 区長は、まちづくり活動を推進するため、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援事業（以下「地区まちづくり支援事業」と総称する。）を行うものとし、事業の内容は当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地区まちづくり協議会設立支援事業 まちづくり活動を行う団体の地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）設立に向けた支援を行う事業</p> <p>(2) 地区まちづくり協議会支援事業 協議会のまちづくり活動の円滑な実施と活動内容の充実を図るため、<u>協議会の運営及び</u>まちづくり活動に対して支援を行う事業</p> <p>(3) (略)</p> <p>(大田区まちづくり認定審査会)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p><u>(1) まちづくり専門家の登録及びその取消しに関すること。</u></p> <p>(2) 協議会の認定及びその取消しに関すること。</p> <p>(3) 前条第2号及び第3号に規定する支援事業の助成及び報告に関すること。</p> <p>(4) 第15条第1項の地区まちづくりルールの登録及びその取消しに関すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(まちづくり専門家)</p> <p>第10条 区長は、まちづくり専門家からの申請に基づき、<u>審査会の審査を経て、</u>当該まちづくり専門家を区に登録するものとする。</p>

新	旧
2 及び 3 (略)	2 及び 3 (略)
4 第 8 条第 2 号及び第 3 号に規定する支援事業に関し、次に掲げるまちづくり活動を実施するための業務をまちづくり専門家に依頼するときは、登録専門家から選出するものとする。	4 第 8 条第 2 号及び第 3 号に規定する支援事業に関し、次に掲げるまちづくり活動を実施するための業務をまちづくり専門家に依頼するときは、登録専門家から選出するものとする。
(1) <u>協議会のまちづくり活動において登録専門家の支援を必要とする事業（以下「専門家支援事業」という。）</u>	(1) <u>協議会のまちづくり活動における事業（以下「活動事業」という。）</u>
(2) (略)	(2) (略)
5 (略)	5 (略)
(地区まちづくり協議会設立支援事業)	(地区まちづくり協議会設立支援事業)
第11条 区長は、協議会の設立を目指す団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、規則で定めるところにより登録専門家の派遣を行う。	第11条 区長は、協議会の設立を目指す団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、規則で定めるところにより登録専門家の派遣を行う。
(1) まちづくり活動を行う対象地区（以下「活動対象地区」という。）が、大田区都市計画マスタープランに基づき、規則で定めるまちづくり拠点地域（以下「まちづくり拠点地域」という。）の全部又は一部を含む一体的な地域であること。	(1) まちづくり活動を行う対象地区（以下「活動対象地区」という。）が、大田区都市計画マスタープランに基づき、規則で定めるまちづくり拠点地域（以下「まちづくり拠点地域」という。）の全部又は一部を含む一体的な地域であること。
(2) 活動対象地区が、他の協議会が活動するまちづくり拠点地域でないこと。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。	(2) 活動対象地区が、他の協議会が活動するまちづくり拠点地域でないこと。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。
(3) <u>地区まちづくり構想を策定し、自立した運営により継続してまちづくり活動を行うことを目的とする団体であること。</u>	(3) <u>地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針を策定し、継続してまちづくり活動を行うことを目的とする団体であること。</u>
(4) 特定の者の利害に係る活動又は特定の開発事業等に賛成し、若しくは反対する活動を行う又は行ったことがある団体でないこと。	(4) 特定の者の利害に係る活動又は特定の開発事業等に賛成し、若しくは反対する活動を行う又は行ったことがある団体でないこと。
<u>(地区まちづくり協議会の認定)</u>	<u>(地区まちづくり協議会支援事業)</u>
第12条 区長は、協議会の認定を受けようとする団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、協議会として認定する。	第12条 区長は、協議会の認定を受けようとする団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、協議会として認定する。
(1)から(4)まで (略)	(1)から(4)まで (略)
(5) <u>地区まちづくり構想に基づき、自立</u>	(5) <u>策定した地区のまちの将来像及び</u>

新	旧
<p><u>してまちづくり活動を実施していること。</u></p>	<p><u>まちづくり活動の方針がまちづくりの基本と整合していること。</u></p>
<p>2から4まで (略)</p>	<p>2から4まで (略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>5 区長は、協議会が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより協議会の運営に係る経費の助成（以下「協議会運営経費助成」という。）を行う。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) まちづくり活動計画を作成し、活動事業を行おうとしていること。</u></p> <p><u>(2) 同種の他の助成金を活用していないこと。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>6 区長は、協議会の活動事業が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより活動事業の助成（以下「協議会活動事業助成」という。）を行う。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 協議会単独での実施が困難であり、区の支援を必要としていること。</u></p> <p><u>(2) 地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針と整合していること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) まちづくりの基本と整合していること。</u></p> <p><u>(4) 同種の他の助成金を活用していないこと。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>7 第5項又は前項の助成を受けた協議会（以下「助成協議会」という。）は、会計年度の活動事業を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>8 助成協議会は、協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成に係る会計年度が終了したときは、区長に対し、規則で定めるところにより活動の報告をしなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>9 区長は、助成協議会が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成の一部又は全部を取り消すことができる。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 認定を取り消されたとき。</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(地区まちづくり協議会支援事業)</u></p> <p>第13条 <u>区長は、協議会が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより協議会の活動に係る経費の助成（以下「協議会活動経費助成」という。）を行う。</u></p> <p><u>(1) 地区まちづくり構想に基づくまちづくり活動計画を作成し、これに基づくまちづくり活動を行おうとしていること。</u></p> <p><u>(2) 協議会単独での前号のまちづくり活動の実施が困難であり、区の支援を必要としていること。</u></p> <p><u>(3) 同種の他の助成（次条第2項の規定による助成を除く。）を活用していないこと。</u></p> <p><u>2 協議会活動経費助成を受けた協議会（以下「助成協議会」という。）は、会計年度の専門家支援事業を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 助成協議会は、協議会活動経費助成に係る会計年度が終了したときは、区長に対し、規則で定めるところにより活動の報告をしなければならない。</u></p> <p><u>4 区長は、助成協議会が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、協議会活動経費助成の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 認定を取り消されたとき。</u></p> <p><u>(2) 協議会の活動に係る経費以外の用途に助成金を使用したとき。</u></p> <p><u>(3) 偽りその他不正な手段により助成</u></p>	<p><u>(2) 協議会の運営及び活動事業以外の用途に助成金を使用したとき。</u></p> <p><u>(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。</u></p> <p><u>10 助成協議会は、前項の規定により助成を取り消されたときは、当該取消しに係る部分に関する助成金を速やかに返還しなければならない。</u></p> <p>第13条 <u>削除</u></p>

新	旧
<p><u>金の交付を受けたとき。</u></p> <p><u>5 助成協議会は、前項の規定により協議会活動経費助成を取り消されたときは、当該取消しに係る部分に関する助成金を速やかに返還しなければならない。</u></p> <p>(地区計画素案策定支援事業)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 区長は、前項の登録専門家の派遣を行った地区計画検討団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該地区計画検討団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより地区計画の素案策定に係る経費の助成（以下「地区計画素案策定経費助成」という。）を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同種の他の<u>助成（前条第1項の規定による助成を除く。）</u>を活用していないこと。</p> <p>3から6まで (略)</p> <p>(地区まちづくりルールの登録)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 区長は、登録団体が解散したとき<u>又は登録団体から登録の取消しの申請があったときは</u>、当該地区まちづくりルールの登録を取り消すものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 地区計画等の都市計画の決定</p> <p>第16条から第18条まで (略)</p> <p>第3節 建築協定</p> <p>(建築協定)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第19条</u> 土地所有者等は、<u>建築基準法第69条の規定に基づき</u>、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築</p>	<p>(地区計画素案策定支援事業)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 区長は、前項の登録専門家の派遣を行った地区計画検討団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該地区計画検討団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより地区計画の素案策定に係る経費の助成（以下「地区計画素案策定経費助成」という。）を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同種の他の<u>助成金</u>を活用していないこと。</p> <p>3から6まで (略)</p> <p>(地区まちづくりルールの登録)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 区長は、登録団体が解散したときは、当該地区まちづくりルールの登録を取り消すものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 地区計画等の都市計画の決定</p> <p>第16条から第18条まで (略)</p> <p>第3節 建築協定</p> <p>(建築協定)</p> <p><u>第19条 建築基準法第69条の規定により、建築協定を締結することができる旨を次項のとおり定めるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 土地所有者等は、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意</p>

新	旧
<p>物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。</p>	<p>匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。</p>
<p><u>2</u> 建築協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものでなければならない。</p>	<p><u>3</u> 建築協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものでなければならない。</p>
<p><u>3</u> 区長は、建築協定を締結しようとする土地所有者等に対し、指導及び助言を行うものとする。</p>	<p><u>4</u> 区長は、建築協定を締結しようとする土地所有者等に対し、指導及び助言を行うものとする。</p>
<p>第3章 建築物等に係る開発調整 第1節 開発事業の基準</p>	<p>第3章 建築物等に係る開発調整 第1節 開発事業の基準</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>2 (略) (適用範囲)</p>	<p>2 (略) (適用範囲)</p>
<p>第21条 <u>隣接する土地で同時期に若しくは引き続いて行われる</u> 2以上の同一の事業又は建築基準法第86条第1項若しくは第2項の規定により一の敷地とみなされることとなる一団地若しくは一定の一団の土地の区域内において行われる同一の事業について、その合算した規模が次のいずれかに該当する場合は、<u>これらを開発事業とみなし、かつ、これらの事業を行う者を開発事業者とみなして、この章の規定を適用する。ただし、これらの事業を行う者又はこれらの事業の設計者若しくは工事施工者が、いずれも同一でない又は実質的に同一と認められる関係として規則で定める関係にない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第21条 <u>一団の土地で同一の事業者が同時期又は引き続いて行う</u> 2以上の同一の事業について、その合算した規模が次のいずれかに該当する場合は、<u>開発事業</u>とみなして、この章の規定を適用する。</p>
<p>(1) 道路を設ける住宅建設目的の宅地開発で事業区域面積の合計が350平方メートル以上又は区画数の合計が5区画以上</p>	<p>(1) 道路を設ける住宅建設目的の宅地開発で事業区域面積の合計が350平方メートル以上又は区画数の合計が5区画以上</p>
<p>(2) 集団住宅の建設で計画戸数の合計が15戸以上</p>	<p>(2) 集団住宅の建設で計画戸数の合計が15戸以上</p>
<p>(3) 建築物の建設で事業区域面積の合計が500平方メートル以上で当該建築物の延べ面積の合計が1,000平方メートル以上</p>	<p>(3) 建築物の建設で事業区域面積の合計が500平方メートル以上で当該建築物の延べ面積の合計が1,000平方メートル以上</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 開発事業(前2項の規定によりみなされる場合を含む。以下この項及び次項におい</p>	<p>3 開発事業(前2項の規定によりみなされる場合を含む。以下この項及び次項におい</p>

新	旧
<p>て同じ。)の対象となる建築物が建築基準法<u>第85条第1項から第5項まで</u>に規定する応急仮設建築物若しくは<u>同条第6項及び第7項</u>に規定する仮設建築物である場合の当該建築物又は開発事業の対象となる工事が既存の建築物の用途を変更する工事である場合の当該工事については、この章の規定を適用しない。</p>	<p>て同じ。)の対象となる建築物が建築基準法<u>第85条第1項から第4項まで</u>に規定する応急仮設建築物若しくは<u>同条第5項</u>に規定する仮設建築物である場合の当該建築物又は開発事業の対象となる工事が既存の建築物の用途を変更する工事である場合の当該工事については、この章の規定を適用しない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第22条から第29条の3まで (略)</p>	<p>第22条から第29条の3まで (略)</p>
<p>第2節 住宅宅地開発事業</p>	<p>第2節 住宅宅地開発事業</p>
<p>第30条 (略)</p>	<p>第30条 (略)</p>
<p>第3節 集団住宅建設事業</p>	<p>第3節 集団住宅建設事業</p>
<p>第31条から第41条まで (略)</p>	<p>第31条から第41条まで (略)</p>
<p>第4章 葬祭場等の設置に係る調整</p>	<p>第4章 葬祭場等の設置に係る調整</p>
<p>第42条から第56条まで (略)</p>	<p>第42条から第56条まで (略)</p>
<p>第5章 墓地に係る開発調整</p>	<p>第5章 墓地に係る開発調整</p>
<p>第57条から第59条まで (略)</p>	<p>第57条から第59条まで (略)</p>
<p>第6章 自然環境に対する配慮</p>	<p>第6章 自然環境に対する配慮</p>
<p><u>第1節 事業を行う者の責務</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(適用事業)</p>	<p>(適用事業)</p>
<p>第60条 <u>この節</u>の規定は、住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模建設事業及び墓地開発事業に適用する。</p>	<p>第60条 <u>この章</u>の規定は、住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模建設事業及び墓地開発事業に適用する。</p>
<p>第61条及び第62条 (略)</p>	<p>第61条及び第62条 (略)</p>
<p><u>(建築物の脱炭素化)</u></p>	<p><u>(再生可能エネルギーの活用)</u></p>
<p>第63条 第60条に規定する事業を行う者は、太陽光、太陽熱、風力等の再生可能エネルギーを<u>活用するとともに、省エネルギー化</u>に努めなければならない。</p>	<p>第63条 第60条に規定する事業を行う者は、太陽光、太陽熱、風力等の再生可能エネルギーの<u>活用</u>に努めなければならない。</p>
<p><u>第2節 再生可能エネルギー設備</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>に係る建築士の説明義務</u></p>	
<p><u>(説明義務の対象となる建築物の用途及び規模)</u></p>	
<p><u>第63条の2 建築物のエネルギー消費性能</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第63条第1項に規定する条例で定める用途は、次に掲げる建築物の用途以外のものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214</u></p>	

新	旧
<p><u>号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物</u></p> <p><u>(2) 文化財保護法第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物</u></p> <p><u>(3) 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定により重要美術品等として認定された建築物</u></p> <p><u>(4) 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物</u></p> <p><u>(5) 第1号、第3号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物</u></p> <p><u>(6) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物</u></p> <p><u>(7) 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後3月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの</u></p> <p><u>(8) 建築基準法第85条第2項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物</u></p> <p><u>(9) 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物</u></p> <p><u>2 建築物省エネ法第63条第1項に規定する条例で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものとする。</u></p> <p>第7章 雑則 第64条 (略) 第8章 罰則 第65条及び第66条 (略) 別表 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第7章 雑則 第64条 (略) 第8章 罰則 第65条及び第66条 (略) 別表 (略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の地域力を生かした大田区まちづくり条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく大田区まちづくり認定審査会の委員である者の任期については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に区長に対して行ったまちづくり専門家の登録に係る申請でこの条例の施行の際当該申請に対する決定がされていないものは、この条例による改正後の地域力を生かした大田区まちづくり条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく申請があったものとみなす。</u></p> <p><u>4 施行日前に区長に対して行った地区まちづくり協議会の認定に係る申請でこの条例の施行の際当該申請に対する決定がされていないものは、新条例の規定に基づく申請があったものとみなす。</u></p> <p><u>5 この条例の施行の際、現に協議会の認定を受けているものに係る改正後の第12条第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項中「5年」とあるのは「5年（令和7年4月1日前の期間を含む。）」とし、同条第3項の規定による更新の申請に基づき最初の更新がされるまでの間は、同条第4項第3号中「認定の要件」とあるのは「地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）による改正前の第12条第1項に規定する認定の要件」とする。</u></p> <p><u>6 改正後の第13条の規定は、施行日以後に協議会活動経費助成の申請をするものから適用し、施行日前に旧条例に基づく協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成の申請をしたものについては、なお従前の例による。</u></p>	

新	旧
<p><u>7 改正後の第21条第1項の規定は、施行日以後に事前協議を行う住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業又は一定規模建設事業（以下「開発事業」という。）から適用し、施行日前に事前協議を行った開発事業については、なお従前の例による。</u></p>	